

議案第 3 号

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

我孫子市長 星野 順一郎

提案理由

人事院勧告を考慮し、フルタイム会計年度任用職員の給料の上限額並びに期
末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため提案するものです。

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(フルタイム会計年度任用職員の給料の額)	(フルタイム会計年度任用職員の給料の額)
第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとし、月額 <u>244,800円</u> を超えない範囲内で、職務の内容及び職務経験に応じ、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。	第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとし、月額 <u>233,300円</u> を超えない範囲内で、職務の内容及び職務経験に応じ、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第13条 略	第13条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	4 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

<p>合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>5 及び 6 略 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 及び 4 略</p>	<p>(1)から(4)まで 略</p> <p>5 及び 6 略 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 及び 4 略</p>
--	---

第2条 我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第13条 略	第13条 略
2 及び 3 略	2 及び 3 略
4 期末手当の額は、期末手当基礎額	4 期末手当の額は、期末手当基礎額

に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで 略

5及び6 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3及び4 略

に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで 略

5及び6 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3及び4 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第13条第4項及び第14条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。